

## 船舶事故調査報告書

平成23年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成22年8月9日（月） 13時22分ごろ
発生場所	広島県江田島市大奈佐美島北方沖 安芸絵ノ島灯台から真方位133° 1,680m付近 （概位 北緯34° 16.9′ 東経132° 22.5′）
事故調査の経過	平成22年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ エスティエックス エフ S T X - 1 2 F、0.1トン 270-45838広島、有限会社テクニコ 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、88.30kW、平成18年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年4月7日 免許証交付日 平成18年4月7日 （平成23年4月6日まで有効）
死傷者等	負傷 同乗者1人（気管負傷）
損傷	船首部外板に亀裂
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人（大人）が乗船して大奈佐美島北部の砂浜から発進し、船長が、本船最前部の操縦席に同乗者Aを、最後部の座席に同乗者Bをそれぞれ座らせ、両同乗者の間で中腰や立った姿勢で同乗者Aの後方からハンドルを握って操縦を行い、同砂浜と「同砂浜の北方沖に設置されたかき養殖施設」（以下「本件かき筏」という。）の間を巡回するなどして遊走した。</p> <p>船長は、約10～15分間遊走したのち、大奈佐美島北方沖を時速約40～50km/hの速力で東進中、本件かき筏に約10mまで接近したので、これを避けようとして右に急旋回したとき、船長のライフジャケットのベルトにつかまっていた同乗者Bが、遠心力で左舷側に落水しそうになって船長に強くしがみついたため、支えきれなくなった船長が同乗者Bとともに左舷側に落水した。</p> <p>本船は、船長が落水したことから、船長が左手に付けていたキルスイッチ（緊急停止スイッチ）が外れて機関が停止したが、同乗者Aを乗せて惰力で前進し、平成22年8月9日13時22分ごろ、本件かき筏と衝突し、同乗者Aが負傷した。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 4.3m/s、気温 33.1℃  海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、自身が所有するモーターボートに男性2人及び女性2人を乗せて大奈佐美島北部の砂浜に到着し、バーベキューなどを行っていたところ、知人が本船を操縦してきて合流した。</p> <p>船長は、船長及び同乗者2人が乗った水上オートバイを操縦する場合、同乗者2人を後部の座席に乗せるよりも、操縦席に同乗者1人を乗せ、その後部からハンドルを握って操縦した方が落水しにくいと思っていたことから、これまでも何度か操縦席に同乗者を乗せてその後部で操縦したことがあったが、操縦席の同乗者を残して船長と後部座席の同乗者のみが落水したことはなかった。</p> <p>船長は、水上オートバイに乗船するときには、自ら操縦しなければならないことは知っていたが、操縦席に同乗者を座らせてその後部からハンドルを握って操縦するのは問題ないと思っていた。</p> <p>船長は、同乗者A及び同乗者B（いずれも女性）から落水させないように頼まれていた。</p> <p>船長は、ライフジャケットを着用し、キルスイッチコードに接続したリストバンドを左手に巻いており、また、同乗者A及び同乗者Bは、ベスト型のライフジャケットを着用していた。</p> <p>船長は、自身も水上オートバイを所有し、5年くらい前から水上オートバイを操縦しており、本船も友人から借りて何度も操縦したことがあったので、本船の操縦には慣れていた。</p> <p>本件かき筏は、約3m四方で海面上約70～80cmの高さであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与  船体・機関等の関与  気象・海象の関与  判明した事項の解析</p>	<p>あり  なし  なし</p> <p>本船は、大奈佐美島北方沖で3人が乗船して遊走中、船長が、操縦席に同乗者Aを座らせ、操縦席後部の座席で操縦していた際、本件かき筏を避けようとして時速約40～50km/hの速力で急旋回したとき、船長が落水したことから、本船が惰力で前進し、本件かき筏と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、急旋回中に落水しそうになった同乗者Bが、操縦席後部の座席で中腰や立った姿勢で操縦していた船長に強くしがみついたことから、支えきれなくなった船長が同乗者Bとともに本船の左舷側に落水したものと考えられる。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守事項として、小型船舶操縦者は、水上オートバイに乗船するときには、自ら操縦しなければならないと定められていることから、船長が、同乗者を操縦席に座らせ、操縦席後部の座席で操縦したことは適切ではなく、船長は、同乗者を後部座席に座らせ、自ら操縦席で操縦しなけれ</p>

	ばならなかった。
原因	本事故は、本船が、大奈佐美島北方沖で遊走中、船長が、本件かき筏を避けようとして時速約40～50km/hの速力で急旋回したとき、船長が落水したため、本船が惰力で前進し、本件かき筏と衝突したことにより発生したものと考えられる。